

○ 愛媛県建設工事入札者心得 新旧対照表

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>23 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項又は第2項の規定により監理技術者又は主任技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札価格調査に係る契約にあつては、次のとおり技術者の配置を求めるものとし、必要な技術者を専任で配置できないときは、当該入札は失格とする。</p> <p>(1) 同法同条第3項の規定により技術者の専任が義務づけられている請負代金額3,500万円以上（建築一式工事にあつては7,000万円以上）の工事（以下「技術者を専任で配置しなければならない工事」という。）にあつては、専任で配置しなければならない監理技術者</p> <hr/> <p>又は主任技術者とは別に、同等</p> <hr/> <p>の要件（技術者の従事経験に係る要件を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置を求めるものとする。</p> <p>(2) 省略</p>	<p>23 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項又は第2項の規定により監理技術者又は主任技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札価格調査に係る契約にあつては、次のとおり技術者の配置を求めるものとし、必要な技術者を専任で配置できないときは、当該入札は失格とする。</p> <p>(1) 同法同条第3項の規定により技術者の専任が義務づけられている請負代金額3,500万円以上（建築一式工事にあつては7,000万円以上）の工事（以下「技術者を専任で配置しなければならない工事」という。）にあつては、専任で配置しなければならない監理技術者（同項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該監理技術者及び専任で配置しなければならない監理技術者補佐）又は主任技術者とは別に、同等（同項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該監理技術者と同等）の要件（技術者の従事経験に係る要件を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置を求めるものとする。</p> <p>(2) 省略</p>
<p>24 前項に規定する低入札価格調査に係る契約にあつては、建設業法第26条第3項ただし書の規定は適用しない。</p>	
<p>25～27 省略</p>	<p>24～26 省略</p>
<p>28 落札者が20に規定する期間内に契約の締結を申し出ないとき（26に規定する契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供することができないときを含む。）は、落札は、その効力を失うものとする。</p>	<p>27 落札者が20に規定する期間内に契約の締結を申し出ないとき（25に規定する契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供することができないときを含む。）は、落札は、その効力を失うものとする。</p>

○新旧対照表（工事請負契約書関係様式）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>様式第6号（第10条第1項、第3項、第4項及び第5項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">省略</td> <td style="width: 40%;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">省略</td> <td style="width: 40%;"> <u>本工事の主任技術者</u> _____と 営業所の専任技術者と の兼任 </td> <td style="width: 30%;">省略</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 30%;">省略</td> </tr> </table> <p>省略</p> <p>注1 省略</p> <p><u>2 営業所の専任技術者が現場代理人又は専任を要する主任（監理）技術者と兼任することは認められないので、留意すること。</u></p> <p><u>3～15 省略</u></p> <p><u>16 14</u>により通知のあった期間及び事由が、工事請負契約書第10条第3項の規定を鑑みて著しく不相当であると認められる場合は、監督員は受注者に対し、現場代理人の交代を求めることができるものとする。</p> <p><u>17 省略</u></p> <p><u>18 17</u>により通知した内容に変更が生じる（予定を含む。）場合は、あらかじめ本通知書を提出し、発注者の確認を受けること。</p>	省略	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">省略</td> <td style="width: 40%;"> <u>本工事の主任技術者</u> _____と 営業所の専任技術者と の兼任 </td> <td style="width: 30%;">省略</td> </tr> </table>	省略	<u>本工事の主任技術者</u> _____と 営業所の専任技術者と の兼任	省略	省略	<p>様式第6号（第10条第1項、第3項、第4項及び第5項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">省略</td> <td style="width: 40%;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">省略</td> <td style="width: 40%;"> 本工事の現場代理人、 <u>主任（監理）技術者と</u> 営業所の専任技術者と の兼任 </td> <td style="width: 30%;">省略</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 30%;">省略</td> </tr> </table> <p>省略</p> <p>注1 省略</p> <p><u>2～14 省略</u></p> <p><u>15 13</u>により通知のあった期間及び事由が、工事請負契約書第10条第3項の規定を鑑みて著しく不相当であると認められる場合は、監督員は受注者に対し、現場代理人の交代を求めることができるものとする。</p> <p><u>16 省略</u></p> <p><u>17 16</u>により通知した内容に変更が生じる（予定を含む。）場合は、あらかじめ本通知書を提出し、発注者の確認を受けること。</p>	省略	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">省略</td> <td style="width: 40%;"> 本工事の現場代理人、 <u>主任（監理）技術者と</u> 営業所の専任技術者と の兼任 </td> <td style="width: 30%;">省略</td> </tr> </table>	省略	本工事の現場代理人、 <u>主任（監理）技術者と</u> 営業所の専任技術者と の兼任	省略	省略
省略	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">省略</td> <td style="width: 40%;"> <u>本工事の主任技術者</u> _____と 営業所の専任技術者と の兼任 </td> <td style="width: 30%;">省略</td> </tr> </table>	省略	<u>本工事の主任技術者</u> _____と 営業所の専任技術者と の兼任	省略	省略								
省略	<u>本工事の主任技術者</u> _____と 営業所の専任技術者と の兼任	省略											
省略	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">省略</td> <td style="width: 40%;"> 本工事の現場代理人、 <u>主任（監理）技術者と</u> 営業所の専任技術者と の兼任 </td> <td style="width: 30%;">省略</td> </tr> </table>	省略	本工事の現場代理人、 <u>主任（監理）技術者と</u> 営業所の専任技術者と の兼任	省略	省略								
省略	本工事の現場代理人、 <u>主任（監理）技術者と</u> 営業所の専任技術者と の兼任	省略											

様式第48号を次のように改める。

中間前金払認定調書

契約の相手方	
工 事 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	
契約年月日	
工 期	着工 完成
請 負 代 金 額	年 年 月 月 日 日
中 間 前 金 額	
摘 要	

上記の工事についてその進捗を調査したところ、中間前金払をすることが出来る要件を具備していることを認定する。

年 月 日

(発注者)

○新旧対照表（設計業務等委託契約書関係様式）

様式第41号を次のように改める。

様式第41号 削除



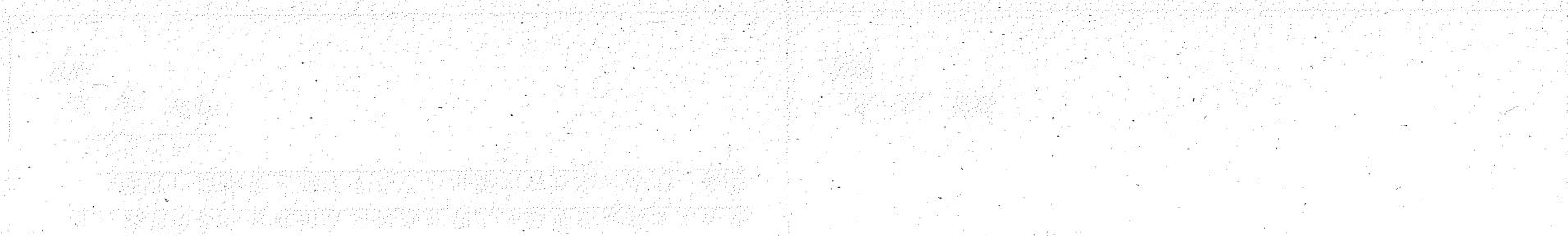
愛媛県建設工事入札後審査型一般競争入札実施要領（平成15年7月1日制定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(様式第2号) その3</p> <p>省略</p> <p>注1～7 省略</p> <p><u>8 営業所の専任技術者が現場代理人又は専任を要する主任</u> <u>(監理)技術者と兼任することは認められないので、留意</u> <u>すること。</u></p> <p><u>9・10</u> 省略</p> <p>省略</p>	<p>(様式第2号) その3</p> <p>省略</p> <p>注1～7 省略</p> <p><u>8・9</u> 省略</p> <p>省略</p>

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。



Faint, illegible text or markings located below the large rectangular area, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領（平成18年9月20日制定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(総合評価の方法)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第1項に規定する加算点は、次の各号に掲げる算式により導き出された数値とする。なお、求められる加算点は評価区分ごとに小数第5位以下を切り捨て小数第4位止めとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 簡易型総合評価落札方式（実績確認型）の場合</u></p> <p>ア <u>第3条第2項本文に規定する工事を対象とするとき</u></p> $\begin{aligned} \text{加算点} = & \text{（入札参加者の企業の施工能力の得点合計} \\ & \text{／企業の施工能力の配点合計）} \times 2.5 \text{点} \\ & + \text{（入札参加者の配置予定技術者の得点合計} \\ & \text{／配置予定技術者の配点合計）} \times 2.5 \text{点} \\ & + \text{（入札参加者の技術力の継続的な確保の得点合計} \\ & \text{／技術力の継続的な確保の配点合計）} \times 1.5 \text{点} \\ & + \text{（入札参加者の地理的要件の得点合計} \\ & \text{／地理的要件の配点合計）} \times 1.5 \text{点} \\ & + \text{（入札参加者の地域貢献度の得点合計} \\ & \text{／地域貢献度の配点合計）} \times 2 \text{点} \end{aligned}$ <p>イ <u>第3条第2項ただし書に規定する工事を対象とするとき</u></p> $\begin{aligned} \text{加算点} = & \text{（入札参加者の企業の施工能力の得点合計} \\ & \text{／企業の施工能力の配点合計）} \times 3 \text{点} \\ & + \text{（入札参加者の配置予定技術者の得点合計} \end{aligned}$	<p>(総合評価の方法)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第1項に規定する加算点は、次の各号に掲げる算式により導き出された数値とする。なお、求められる加算点は評価区分ごとに小数第5位以下を切り捨て小数第4位止めとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 簡易型総合評価落札方式（実績確認型）の場合</u></p> $\begin{aligned} \text{加算点} = & \text{（入札参加者の企業の施工能力の得点合計} \\ & \text{／企業の施工能力の配点合計）} \times 2.5 \text{点} \\ & + \text{（入札参加者の配置予定技術者の得点合計} \\ & \text{／配置予定技術者の配点合計）} \times 2.5 \text{点} \\ & + \text{（入札参加者の技術力の継続的な確保の得点合計} \\ & \text{／技術力の継続的な確保の配点合計）} \times 1.5 \text{点} \\ & + \text{（入札参加者の地理的要件の得点合計} \\ & \text{／地理的要件の配点合計）} \times 1.5 \text{点} \\ & + \text{（入札参加者の地域貢献度の得点合計} \\ & \text{／地域貢献度の配点合計）} \times 2 \text{点} \end{aligned}$

／配置予定技術者の配点合計）×2.5点
+（入札参加者の技術力の継続的な確保の得点合計
／技術力の継続的な確保の配点合計）×1.5点
+（入札参加者の地理的要件の得点合計
／地理的要件の配点合計）×1.0点
+（入札参加者の地域貢献度の得点合計
／地域貢献度の配点合計）×2点

(3) 省略

(3) 省略

別表3を次のように改める。

(別表3)

【土木一式工事の場合】

※入札者は、入札金額（税抜、単位：円）を記載してください。

ただし、入札書の金額と違う場合は、発注者側で入札書の金額に訂正させていただきます。（

入札金額 (税抜、単位：円)

工種名

 商号又は名称

評価項目等 (簡易実積型)

※入札者は評価基準に該当する得点を入札書記載欄に記載してください。

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点 (入札書記載欄)
共同・別項工事の施工実績	過去5年間の同種・別項工事の施工実績	同種工事の実績あり 別項工事の実績あり	10	
共同・別項工事の施工実績	過去5年間の同種・別項工事の施工実績	同種工事の実績あり 別項工事の実績あり 上記以外	5	
共同・別項工事の施工実績	過去5年間の同種・別項工事の施工実績	上記以外	0	
共同・別項工事の施工実績	過去5年間の同種・別項工事の施工実績	同種別項年数又は大臣指定により取得した資格(名称)を 主任(監理)技師者として同種工事の監理経験あり 主任(監理)技師者として同種工事の監理経験あり 主任(監理)技師者として別項工事の監理経験あり 主任(監理)技師者として同種工事の監理経験あり 主任(監理)技師者として別項工事の監理経験あり 上記以外 50ユニット以上 40ユニット以上50ユニット未満 30ユニット以上40ユニット未満 20ユニット以上30ユニット未満 10ユニット以上20ユニット未満 10ユニット未満	10 6 4 2 0 5 4 3 2 1 0	
配置予定技師者について				
主任(監理)技師者の保有資格の有無	保有する資格の有無		0	
主任(監理)技師者の保有資格の有無	保有する資格の有無		3	
主任(監理)技師者の保有資格の有無	保有する資格の有無		5	
主任(監理)技師者の保有資格の有無	保有する資格の有無		0	
主任(監理)技師者の保有資格の有無	保有する資格の有無		3	
主任(監理)技師者の保有資格の有無	保有する資格の有無		0	
主任(監理)技師者の保有資格の有無	保有する資格の有無		5	
主任(監理)技師者の保有資格の有無	保有する資格の有無		0	

※1「同種・別項工事の施工実績」では、上記(1)の※1に当てはまる工事に該当するものを選択する。
 ※2「同種・別項工事の施工実績」については、共同企業体の代表者でない職員員としての施工実績は、入札書記載欄とは別に、総合評価においては実績に含めない。
 ※3「同種・別項工事の施工実績」については、共同企業体の代表者でない職員員としての施工実績は、入札書記載欄とは別に、総合評価においては実績に含めない。

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点 (入札書記載欄)
共同・別項工事の施工実績	過去5年間の同種・別項工事の施工実績	県内にあり 県外にあり 上記以外	10 0 0	
共同・別項工事の施工実績	過去5年間の同種・別項工事の施工実績	上記以外	0	
共同・別項工事の施工実績	過去5年間の同種・別項工事の施工実績	上記以外	5	
共同・別項工事の施工実績	過去5年間の同種・別項工事の施工実績	上記以外	3	
共同・別項工事の施工実績	過去5年間の同種・別項工事の施工実績	上記以外	0	
共同・別項工事の施工実績	過去5年間の同種・別項工事の施工実績	上記以外	5	
共同・別項工事の施工実績	過去5年間の同種・別項工事の施工実績	上記以外	0	

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点 (入札書記載欄)
共同・別項工事の施工実績	過去5年間の同種・別項工事の施工実績	同一市町内(管内)であり 同一市町外(管内)であり 上記以外	15 8 0	

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点 (入札書記載欄)
共同・別項工事の施工実績	過去5年間の同種・別項工事の施工実績	次の①～④までの全ての事項あり ① 総合計売上高2000万円以上の実績あり ② 総合計売上高1000万円以上の実績あり ③ 2年以上の経験を持つ専門人材の保有あり ④ ①～③までのいずれか2つの実績あり 次の⑤～⑧までのいずれか2つの実績あり ⑤ 総合計売上高2000万円以上の実績あり ⑥ 総合計売上高1000万円以上の実績あり ⑦ 2年以上の経験を持つ専門人材の保有あり ⑧ ⑤～⑦までのいずれか2つの実績あり 次の⑨～⑫までのいずれか2つの実績あり ⑨ 総合計売上高2000万円以上の実績あり ⑩ 総合計売上高1000万円以上の実績あり ⑪ 2年以上の経験を持つ専門人材の保有あり ⑫ ⑨～⑪までのいずれか2つの実績あり 5年以上の実績あり 5年以上の実績あり 2年以上の実績あり 2年以上の実績あり 2年以上の実績あり 2年以上の実績あり	15 10 5 5 3 3 0 0 5 3 0 5 5 0 0	

※ (免注書記載) 各評価項目の配点合計 (A) (上記各評価項目得点の合計)

※ 以下、評価値等が自動計算されますが、入札者においても確認願います。

各評価項目の得点合計 (B) (上記各評価項目の得点合計)

入札価格 (税抜、単位：億円) (C)

入札価格 (税抜) が925万5千円の場合 0.09255

加算点 (小数第5位以下を切り捨て小数第4位止め) (D)

評価値 (小数第5位以下を切り捨て小数第4位止め) (以下計算式により算出)

配点合計 (免注書記載欄)

得点合計 (自動計算)

入札価格 (自動計算)

加算点 (自動計算)

評価値 (自動計算)

※ 本表は、土木一式工事に係る標準的な形式であり、評価内容及び評価基準については、案件に応じて変更する場合があります。

様式3の別添及び様式5を次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(様式3) (別添) 省略 1～3 省略 4 施工計画の採否について 簡易型総合評価落札方式(施工計画型)により落札者を決定する 工事においては、入札参加者は施工計画の採否に関する通知を請求 することができるので、請求方法等詳細は、愛媛県のホームページ 「建設工事の入札・契約に関する規程・お知らせ」(下記アドレス) に掲載している「<u>簡易型総合評価落札方式における施工計画の採否 に関する通知実施要領</u>」を参照のこと。 省略 (様式5) 省略 (1) 従事経験等 省略 注1～9 省略 10 <u>営業所の専任技術者が現場代理人又は専任を要する主任 (監理)技術者と兼任することは認められないので、留意 すること。</u> 11・12 省略 省略 (2) 省略</p>	<p>(様式3) (別添) 省略 1～3 省略 4 施工計画の採否について 簡易型総合評価落札方式(施工計画型)により落札者を決定する 工事においては、入札参加者は施工計画の採否に関する通知を請求 することができるので、請求方法等詳細は、愛媛県のホームページ 「建設工事の入札・契約に関する規程・お知らせ」(下記アドレス) に掲載している「<u>簡易型総合評価落札方式における施工計画の採否 に関する通知試行要領</u>」を参照のこと。 省略 (様式5) 省略 (1) 従事経験等 省略 注1～9 省略 10・11 省略 省略 (2) 省略</p>

様式9を次のように改める。

品名	数量	単位	金額	備考
りんご	10	kg	1000	
バナナ	5	kg	500	
みかん	8	kg	800	
梨	3	kg	300	
ぶどう	2	kg	200	
いちじく	1	kg	100	
合計			2700	

【様式 9】

【土木一式工事の場合】

※入札者は、入札金額（税抜、単位：円）を記載してください。

（ただし、入札書のと違う場合は、発注者側で入札書の金額に訂正させていただきます。）

入札金額（税抜、単位：円） ←税抜、円単位で記載

工事名
番号又は名称

評価項目等（簡易実績型）

※入札者は評価基準に該当する得点を入札書記載欄に記載してください。

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点 (入札書記載欄)
選別	同等・類似工事の施工実績	同等工事の実績あり 類似工事の実績あり 上記以外	10 5 0	

※1 「同等・類似工事の実績」とは、次に掲げる工事に該当するものを評価する。

※2 「同等・類似工事の実績」として、共同受注者の代行者でない構成員としての施工実績は、入札書資格とは別に、総合評価において施工実績に含めない。

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点 (入札書記載欄)
専任技師	主任（監理）技師等として類似工事の工事経験あり	主任（監理）技師等として類似工事の工事経験あり	10	
専任技師	主任（監理）技師等として類似工事の工事経験あり	現場代理人として類似工事の工事経験あり 現場代理人として類似工事の工事経験あり 上記以外	6 4 2 0	
専任技師	主任（監理）技師等として類似工事の工事経験あり	監理技術所に行われる案件（関係経年数又は大企業にあり取付した資材主任技師等）になれる資材（関係経年数又は大企業にあり取付した資材等） 上記以外	5 0	
専任技師	主任（監理）技師等として類似工事の工事経験あり	50ユニット以上	5	
専任技師	主任（監理）技師等として類似工事の工事経験あり	40ユニット以上20ユニット未満	4	
専任技師	主任（監理）技師等として類似工事の工事経験あり	30ユニット以上10ユニット未満	3	
専任技師	主任（監理）技師等として類似工事の工事経験あり	20ユニット以上10ユニット未満	2	
専任技師	主任（監理）技師等として類似工事の工事経験あり	10ユニット以上5ユニット未満	1	
専任技師	主任（監理）技師等として類似工事の工事経験あり	5ユニット未満	0	

※1 「同等・類似工事の工事実績」として、共同受注者の代行者でない構成員としての施工実績は、入札書資格とは別に、総合評価において施工実績に含めない。

※2 「同等・類似工事の工事実績」として、共同受注者の代行者でない構成員としての施工実績は、入札書資格とは別に、総合評価において施工実績に含めない。

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点 (入札書記載欄)
現場管理	現場監督者（CPO）の人数	50ユニット以上 40ユニット以上20ユニット未満 30ユニット以上10ユニット未満 20ユニット以上10ユニット未満 10ユニット以上5ユニット未満 5ユニット未満	5 4 3 2 1 0	

※1 「同等・類似工事の工事実績」として、共同受注者の代行者でない構成員としての施工実績は、入札書資格とは別に、総合評価において施工実績に含めない。

※2 「同等・類似工事の工事実績」として、共同受注者の代行者でない構成員としての施工実績は、入札書資格とは別に、総合評価において施工実績に含めない。

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点 (入札書記載欄)
設備	設備の種類	同一市町村内にあり 旧地所指定内にあり 上記以外	15 8 0	

※1 「同等・類似工事の実績」として、共同受注者の代行者でない構成員としての施工実績は、入札書資格とは別に、総合評価において施工実績に含めない。

※2 「同等・類似工事の実績」として、共同受注者の代行者でない構成員としての施工実績は、入札書資格とは別に、総合評価において施工実績に含めない。

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点 (入札書記載欄)
設備	設備の種類	次の①～③までの全ての実績あり ① 必要対象機又は支援活動機あり ② 必要対象機及び必要対象機あり ③ 2台以上の必要対象機あり 次の④～⑥までのいずれかの実績あり ④ 必要対象機又は支援活動機あり ⑤ 必要対象機及び必要対象機あり ⑥ 2台以上の必要対象機あり 次の⑦～⑨までのいずれかの実績あり ⑦ 必要対象機又は支援活動機あり ⑧ 必要対象機及び必要対象機あり ⑨ 2台以上の必要対象機あり 上記以外	15 10 5 3 0	

※1 「同等・類似工事の実績」として、共同受注者の代行者でない構成員としての施工実績は、入札書資格とは別に、総合評価において施工実績に含めない。

※2 「同等・類似工事の実績」として、共同受注者の代行者でない構成員としての施工実績は、入札書資格とは別に、総合評価において施工実績に含めない。

※（発注者記載） 各評価項目の配点合計 (A)
（上記各評価項目の得点合計）

※（発注者記載） 各評価項目の得点合計 (B)
（上記各評価項目の得点合計）

※以下、評価値等が自動計算されますが、入札書においても確認願います。

各評価項目の得点合計 (A)

各評価項目の得点合計 (B)

入札価格 (税抜)

入札価格 (税抜) が 9255 千円の場合 0.09255

加算点 (小数量5位以下を切り捨て小数量4位止め) (D)

加算点 (小数量5位以下を切り捨て小数量4位止め) (D)

評価値 (小数量5位以下を切り捨て小数量4位止め)

以下、計算式により算出

得点合計 (自動計算)	
入札価格 (自動計算)	0
加算点 (自動計算)	
評価値 (自動計算)	

【評価値】 = (得点 (80点) ÷ 最高配点 (20点)) × 入札価格 (円) / 入札価格 (円)
ただし、施工体積超過率については、既入札となった場合は、別途評価する。

※本数は、土木一式工事に係る構造的な様式であり、評価内容及び評価基準については、案件に応じて変更される場合がある。

「簡易実績型（土木一式工事）評価値算出表」を次のように改める。

簡易実績型(土木一式工事)

評価値算出表

工事名:○○第○号の○ ○○○ ○○○工事

商号又は名称	評価項目	施工体制 確認点 (a)	(1)企業の施工能力		(2)配置予定技術者			(3)技術力の継続的な確保		(4)地理的要件		(5)地域貢献度			得点合計 (b)	加算点 (小数第5位以下切り捨て) (c)=(b)÷90×10	入札金額 (億円) (d)	評価値 (小数第5位以下切り捨て) (80+(a)+(c))÷(d)	加算点 順位	金額 順位	評価値 順位
			同種・類似工事の従事経験	同種・類似工事の従事経験	主任(監理)技術者の保有する資格	継続学習(CPD)の取組み	設備等施工体制	県内下請業者の活用	本・支店、営業所の有無(○○市)	災害対応等の実績	公共土木施設愛護事業への参加実績	年間維持工事等の契約実績									
	配点	20	10	10	5	5	10	5	15	15	5	10	90								
													0	0.0000		0.0000	1				
													0	0.0000		0.0000	1				
													0	0.0000		0.0000	1				
													0	0.0000		0.0000	1				
													0	0.0000		0.0000	1				
													0	0.0000		0.0000	1				
													0	0.0000		0.0000	1				
													0	0.0000		0.0000	1				
													0	0.0000		0.0000	1				
													0	0.0000		0.0000	1				
													0	0.0000		0.0000	1				
													0	0.0000		0.0000	1				
													0	0.0000		0.0000	1				
													0	0.0000		0.0000	1				

附 則

- この要領は、令和4年6月1日から施行する。ただし、改正後の愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領第6条及び様式5の規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 改正後の愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領別表3、様式3の別添、様式9及び簡易実績型(土木一式工事)評価値算出表の規定は、前項本文の施行日以降に入札の公告を行う工事について適用し、同日前に入札の公告を行った工事については、なお従前の例による。

簡易型総合評価落札方式における留意事項の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>Ⅱ 評価の方法</p> <p>省略</p> <p>2 加算点の計算</p> <p>省略</p> <p>・実績確認型の<u>うち、愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領第3条第2項本文に規定する工事（設計金額1億円未満の工事）を対象とする場合</u></p> <p style="padding-left: 2em;">加算点 = (入札参加者の企業の施工能力の得点合計 ／企業の施工能力の配点合計）×2.5点 + (入札参加者の配置予定技術者の得点合計 ／配置予定技術者の配点合計）×2.5点 + (入札参加者の技術力の継続的な確保の得点合計 ／技術力の継続的な確保の配点合計）×1.5点 + (入札参加者の地理的要件の得点合計 ／地理的要件の配点合計）×1.5点 + (入札参加者の地域貢献度の得点合計 ／地域貢献度の配点合計）×2点</p> <p>・実績確認型の<u>うち、愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領第3条第2項ただし書に規定する工事（設計金額1億円以上の工事）を対象とする場合</u></p> <p style="padding-left: 2em;">加算点 = (入札参加者の企業の施工能力の得点合計 ／企業の施工能力の配点合計）×3点 + (入札参加者の配置予定技術者の得点合計</p>	<p>Ⅱ 評価の方法</p> <p>省略</p> <p>2 加算点の計算</p> <p>省略</p> <p>・実績確認型の<u>場合</u></p> <p style="padding-left: 2em;">加算点 = (入札参加者の企業の施工能力の得点合計 ／企業の施工能力の配点合計）×2.5点 + (入札参加者の配置予定技術者の得点合計 ／配置予定技術者の配点合計）×2.5点 + (入札参加者の技術力の継続的な確保の得点合計 ／技術力の継続的な確保の配点合計）×1.5点 + (入札参加者の地理的要件の得点合計 ／地理的要件の配点合計）×1.5点 + (入札参加者の地域貢献度の得点合計 ／地域貢献度の配点合計）×2点</p>

$\frac{1}{2}$ （配置予定技術者の配点合計）×2.5点
 +（入札参加者の技術力の継続的な確保の得点合計）
 $\frac{1}{2}$ （技術力の継続的な確保の配点合計）×1.5点
 +（入札参加者の地理的要件の得点合計）
 $\frac{1}{2}$ （地理的要件の配点合計）×1点
 +（入札参加者の地域貢献度の得点合計）
 $\frac{1}{2}$ （地域貢献度の配点合計）×2点

省略

Ⅲ 評価区分及び評価項目の設定

評価項目の設定は、次のとおりとしています。（土木一式工事の場合）

評価区分	評価項目	施工計画型	実績確認型	簡易実績型			
施工計画	施工上配慮すべき事項	選択	30	/			
	工程管理に係る技術的所見	選択	30				
	品質管理に係る技術的所見	選択	30				
企業の施工能力	同種・類似工事の施工実績	選択	10	選択	10		
	工事成績評定点	必須	20	必須	20		
	優良工事表彰歴	必須	10	必須	10		
	ISOマネジメントシステム等の取組み	選択	5	/			
配置予定技術者	同種・類似工事の従事経験	選択	10		選択	10	
	主任（監理）技術者の保有する資格	選択	5		必須	5	
	継続学習（CPD）の取組み	必須	5		必須	5	
技術力の継続的な確保	設備等施工体制	選択	10	選択	10		
	災害時の事業継続力	必須	5	必須	5		
	県内下請業者の活用	必須	5	必須	5		
	若手技術者等の育成	必須	5	必須	5		
地理的要件	本・支店、営業所の有無	必須	15	必須	15		
地域貢献度	災害対応等の実績	必須	15	必須	15		
	公共土木施設愛護事業への参加実績	必須	5	必須	5		
	年間維持工事等の契約実績	選択	10	選択	10		
合 計			225		130		90

省略

Ⅳ 評価項目の評価

省略

2 個別事項

省略

Ⅲ 評価区分及び評価項目の設定

評価項目の設定は、次のとおりとしています。（土木一式工事の場合）

評価区分	評価項目	施工計画型	実績確認型	簡易実績型			
施工計画	施工上配慮すべき事項	選択	30	/			
	工程管理に係る技術的所見	選択	30				
	品質管理に係る技術的所見	選択	30				
企業の施工能力	同種・類似工事の施工実績	選択	10	選択	10		
	工事成績評定点	必須	20	必須	20		
	優良工事表彰歴	必須	10	必須	10		
	ISOマネジメントシステム等の取組み	選択	5	/			
配置予定技術者	同種・類似工事の従事経験	選択	10		選択	10	
	主任（監理）技術者の保有する資格	選択	5		必須	5	
	継続学習（CPD）の取組み	必須	5		必須	5	
技術力の継続的な確保	設備等施工体制	選択	10	選択	10		
	災害時の事業継続力	必須	5	必須	5		
	県内下請業者の活用	必須	5	必須	5		
	若手技術者等の育成	必須	5	必須	5		
地理的要件	本・支店、営業所の有無	必須	15	必須	15		
地域貢献度	災害対応等の実績	必須	15	必須	15		
	公共土木施設愛護事業への参加実績	必須	5	必須	5		
	年間維持工事等の契約実績	選択	10	選択	10		
合 計			225		130		80

省略

Ⅳ 評価項目の評価

省略

2 個別事項

省略

(5) 地域貢献度の評価（施工計画型、実績確認型、簡易実績型（ただし、年間維持・冬期路面工事の契約実績は土木一式B等級対象工事（設計金額3千万円以上5千万円未満に限る））

省略

〔工種が一般土木の場合〕

③－1年間維持工事等の契約実績（10点）

評価内容	評価基準	配点
過去2か年度の年間維持工事等の契約実績	2件以上の契約実績あり	10
	契約実績あり	5
	契約実績なし	0

・この評価項目は、発注する工事の工種が土木一式工事における一般土木で施工計画型、実績確認型及び簡易実績型（ただし、B等級対象工事（設計金額3千万円以上5千万円未満）に限る）の場合に設定します。

省略

(5) 地域貢献度の評価（施工計画型、実績確認型、簡易実績型（ただし、年間維持・冬期路面工事の契約実績を除く））

省略

〔工種が一般土木の場合〕

③－1年間維持工事等の契約実績（10点）

評価内容	評価基準	配点
過去2か年度の年間維持工事等の契約実績	2件以上の契約実績あり	10
	契約実績あり	5
	契約実績なし	0

・この評価項目は、発注する工事の工種が土木一式工事における一般土木で施工計画型及び実績確認型の場合に設定します。

Date	Description
1912	...
1913	...
1914	...
1915	...
1916	...
1917	...
1918	...
1919	...
1920	...
1921	...
1922	...
1923	...
1924	...
1925	...
1926	...
1927	...

簡易型総合評価落札方式における施工計画の採否に関する通知実施要領

1. 趣旨

簡易型総合評価落札方式（施工計画型）における評価の過程の透明性をより一層向上させるとともに、入札参加者の技術力向上を図るため、入札参加者から提出された施工計画の採否の詳細な通知を実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2. 対象工事

以下に掲げる要件を全て満たす工事

- (1) 簡易型総合評価落札方式（施工計画型）により落札者を決定する工事
- (2) 入札参加資格（特定共同企業体の場合は、構成員の代表者に係る入札参加資格）が愛媛県内に本店（一般建設業の場合は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第1号に掲げる者、特定建設業の場合は、同項第2号に掲げる者に係る同項の許可を受けているものに限る。）を有する者に限られている工事

3. 施工計画の採否に関する通知

(1) 通知請求の方法

対象工事の入札参加者は、落札決定を通知した日から起算して3日（愛媛県の休日を含める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条に規定する県の休日を含まない。）以内に、入札執行者（知事又は知事の委任を受けて入札を執行する権限を有する者をいう。以下同じ。）に対し、施工計画の採否に関する通知を様式1により書面にて請求することができる。ただし、入札が無効（施工計画の内容が不適切であったため無効となった場合を除く。）又は失格となった入札参加者は、請求することができない。

(2) 請求に対する通知

入札執行者は、(1)の請求があった入札参加者に対し、施工計画の採否に関する通知を請求することのできる最終日の翌日以降速やかに様式2により書面にて通知する。

附則

(施行日)

- 1 この要領は、令和4年6月1日から施行する。
(簡易型総合評価落札方式における施工計画の採否に関する通知試行要領の廃止)
- 2 簡易型総合評価落札方式における施工計画の採否に関する通知試行要領（平成24年11月1日制定。以下「旧要領」という。）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要領施行の際、旧要領に基づいてなされている請求は、この要領の相当規定に基づいてなされた請求とみなす。
- 4 この要領施行の際、旧要領に基づいて行った通知は、この要領の相当規定に基づいて行った通知とみなす。

(様式1)

年 月 日

(入札執行者) 宛

商号又は名称 株式会社 ○○
代表取締役 ○○ ○○

施工計画の採否について (請求)

下記の工事について、施工計画の採否に関する通知を請求します。

記

開札日	○○年○月○日
工事名	○○第○○号 ○○○○工事
工事場所	○○市○○

※ 共同企業体による入札の場合は、「商号又は名称」は共同企業体名を記載して申請すること。

(様式2)

年 月 日

商号又は名称 株式会社 ○○
代表取締役 ○○ ○○ 様

(入札執行者)

施工計画の採否について (通知)

○年○月○日付けで請求のあった施工計画の採否について、下記のとおり通知します。

記

開札日	○○年○月○日
工事名	○○第○○号 ○○○○工事
工事場所	○○市○○
評価内容	○○○に関する施工上の配慮について

施工計画の採否

【記載例1】

〔凡例〕

- : 加算点付与の対象とする
- × : 加算点付与の対象としない

項目	具体的な対応策	採否	備考
①	<見出し>	○	
	<見出し>	×	
②	<見出し>	○	
	<見出し>	×	
③	<見出し>	×	
	<見出し>	×	
④	<見出し>	○	
	<見出し>	×	
⑤	<見出し>	○	
	—	—	

【記載例2】

入札説明書8(7)キで定める事情聴取を拒否したため、入札説明書8(7)クの規定により施工計画を評価対象としていない。

◎ 簡易型総合評価落札方式における施工計画の採否に関する通知試行要領 参考新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>簡易型総合評価落札方式における施工計画の採否に関する通知<u>実施</u>要領</p> <p>1. 省略</p> <p>簡易型総合評価落札方式（施工計画型）における評価の過程の透明性をより一層向上させるとともに、入札参加者の技術力向上を図るため、入札参加者から提出された施工計画の採否の詳細な通知を<u>実施</u>するにあたって、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2. <u>対象</u>工事</p> <p>以下に掲げる要件を全て満たす工事</p> <p>(1) 簡易型総合評価落札方式（施工計画型）により落札者を決定する工事</p> <p>(2) 入札参加資格（特定共同企業体の場合は、構成員の代表者に係る入札参加資格）が愛媛県内に本店（一般建設業の場合は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第1号に掲げる者、特定建設業の場合は、同項第2号に掲げる者に係る同項の許可を受けているものに限る。）を有する者に限られている工事</p> <p>3. 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>対象</u>工事の入札参加者は、落札決定を通知した日から起算して3日（愛媛県の休日を守る条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条に規定する県の休日を含まない。）以内に、入札執行</p>	<p>簡易型総合評価落札方式における施工計画の採否に関する通知<u>試行</u>要領</p> <p>1. 省略</p> <p>簡易型総合評価落札方式（施工計画型）における評価の過程の透明性をより一層向上させるとともに、入札参加者の技術力向上を図るため、入札参加者から提出された施工計画の採否の詳細な通知を<u>試行</u>するにあたって、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2. <u>試行</u>対象工事</p> <p>以下に掲げる要件を全て満たす工事</p> <p>(1) 簡易型総合評価落札方式（施工計画型）により落札者を決定する工事</p> <p>(2) <u>愛媛県土木部が発注する工事</u></p> <p>(3) <u>業種が土木一式工事である工事</u></p> <p>(4) 入札参加資格（特定共同企業体の場合は、構成員の代表者に係る入札参加資格）が愛媛県内に本店（一般建設業の場合は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第1号に掲げる者、特定建設業の場合は、同項第2号に掲げる者に係る同項の許可を受けているものに限る。）を有する者に限られている工事</p> <p>3. 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>試行</u>対象工事の入札参加者は、落札決定を通知した日から起算して3日（愛媛県の休日を守る条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条に規定する県の休日を含まない。）以内に、入札執行</p>

者（知事又は知事の委任を受けて入札を執行する権限を有する者をいう。以下同じ。）に対し、施工計画の採否に関する通知を様式1により書面にて請求することができる。ただし、入札が無効（施工計画の内容が不適切であったため無効となった場合を除く。）又は失格となった入札参加者は、請求することができない。

者（知事又は知事の委任を受けて入札を執行する権限を有する者をいう。以下同じ。）に対し、施工計画の採否に関する通知を様式1により書面にて請求することができる。ただし、入札が無効（施工計画の内容が不適切であったため無効となった場合を除く。）又は失格となった入札参加者は、請求することができない。

（様式2）を次のように改める。

(様式 2)

年 月 日

商号又は名称 株式会社 ○○
代表取締役 ○○ ○○ 様

(入札執行者)

施工計画の採否について (通知)

○年○月○日付けで請求のあった施工計画の採否について、下記のとおり通知します。

記

開礼日	○年○月○日
工事名	○○第○○号 ○○○○工事
工事場所	○○市○○

評価内容 ○○○に関する施工上の配慮について

施工計画の採否

【記載例 1】

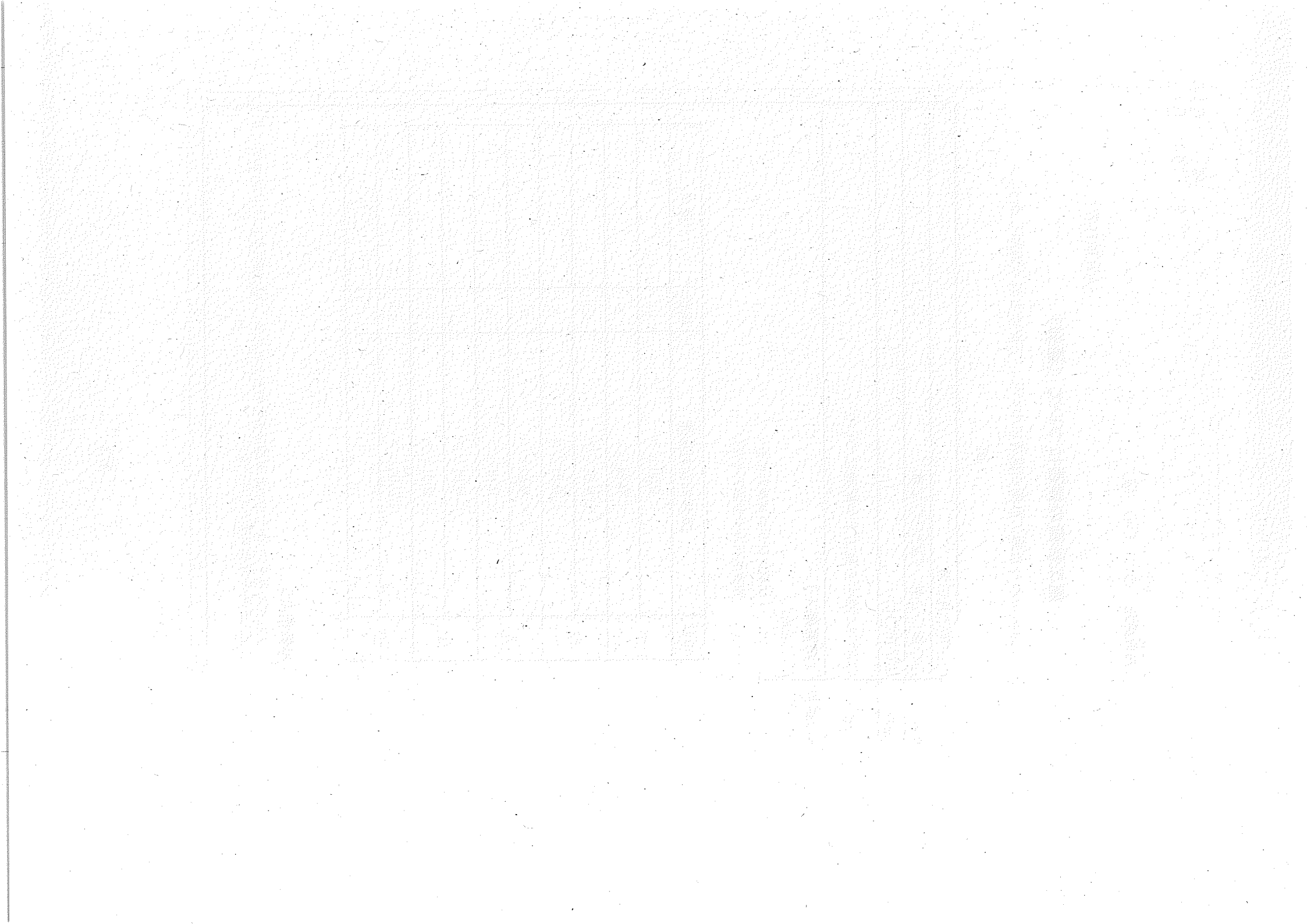
【凡例】

- : 加算点付与の対象とする
- × : 加算点付与の対象としない

項目	具体的な対応策	採否	備考
①	<見出し>	○	
	<見出し>	×	
②	<見出し>	○	
	<見出し>	×	
③	<見出し>	×	
	<見出し>	○	
④	<見出し>	×	
	<見出し>	○	
⑤	<見出し>	○	
	-	-	

【記載例 2】

入札説明書 8 (7) キで定める事情聴取を拒否したため、入札説明書 8 (7) の規定により施工計画を評価対象としない。



愛媛県地域維持型契約方式実施要領（令和2年6月1日制定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(様式第3号) その4</p> <p>省略</p> <p>注1～4 省略</p> <p><u>5 営業所の専任技術者が現場代理人又は専任を要する主任（監理）技術者と兼任することは認められないので、留意すること。</u></p> <p><u>6・7</u> 省略</p> <p>省略</p>	<p>(様式第3号) その4</p> <p>省略</p> <p>注1～4 省略</p> <p><u>5・6</u> 省略</p> <p>省略</p>

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
DEPARTMENT OF CHEMISTRY

PH.D. THESIS
BY
[Name]

1974
[Name]

愛媛県業務委託低入札価格調査制度実施要綱（令和元年10月1日制定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(対象) 第2条 この要綱の対象は、予定価格が500万円を超える業務委託 _____とする。	(対象) 第2条 この要綱の対象は、予定価格が500万円を超える業務委託 <u>(土木部が発注するものに限る。)</u> とする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う業務委託について適用し、同日前に入札公告等を行った業務委託については、なお従前の例による。



○新旧対照表（愛媛県業務委託における低入札価格調査制度の実施に係る運用）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（最終改正：令和4年6月1日）	（最終改正：令和2年6月1日）
<p>2. 省略</p> <p>愛媛県が発注する建設工事に関する調査、測量及び設計業務で予定価格500万円を超える競争入札を行う業務_____を対象とする。</p> <p>なお、予定価格500万円を超える競争入札において、低入札価格調査制度の対象としない場合は、行政管理室と事前に協議すること。</p> <p>6. 省略</p> <p>(II) 省略</p> <p>8・9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>（別紙2）「再委託業者の状況」により、再委託代金支払遅延の有無（<u>60日</u>を超える手形期間など）、前金払の適正支出等について確認すること。</p> <p>低入札価格調査時と精算時とで金額に差異が生じた場合は、その理由について確認し、再委託業者へのしわ寄せの有無について確認すること。</p> <p>11・13 省略</p>	<p>2. 省略</p> <p>愛媛県が発注する建設工事に関する調査、測量及び設計業務で予定価格500万円を超える競争入札を行う業務（<u>土木部発注のものに限る。</u>）を対象とする。</p> <p>なお、予定価格500万円を超える競争入札において、低入札価格調査制度の対象としない場合は、行政管理室と事前に協議すること。</p> <p>6. 省略</p> <p>(II) 省略</p> <p>8・9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>（別紙2）「再委託業者の状況」により、再委託代金支払遅延の有無（<u>90日</u>を超える手形期間など）、前金払の適正支出等について確認すること。</p> <p>低入札価格調査時と精算時とで金額に差異が生じた場合は、その理由について確認し、再委託業者へのしわ寄せの有無について確認すること。</p> <p>11・13 省略</p>

Handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is extremely faint and illegible due to the low contrast and grainy texture of the scan. It appears to be organized into several lines or paragraphs, but the specific words and sentences cannot be discerned.

後5時までに資料が提出されない場合、又は別添様式1により調査に対応できない旨の申し出があった場合は、当該入札は失格となります。

なお、入札価格の積算内訳が、計数的な根拠があり、過去の実績からみて合理的かつ現実的なものかどうか、特に重点的に確認することとしていますので、ご注意ください。

(1) 省略

(2)の資料の提出後、直ちに(日時は別途指示)事情聴取を行い、契約内容に適合した履行が可能であることを、提出して頂いた資料を用いて主張立証して頂きます。ついては、当該入札の内容について責任ある回答のできる方が出席してください。

(4) 省略

後5時までに資料が提出されない場合、又は別添様式1により調査に対応できない旨の申し出があった場合は、当該入札は失格となります。

なお、入札価格の積算内訳が、計数的な根拠があり、過去の実績からみて合理的かつ現実的なものかどうか、特に重点的に確認することとしていますので、ご注意ください。

(1) 省略

(2)の資料の提出後、直ちに(日時は別途指示)事情聴取を行い、契約内容に適合した履行が可能であることを、提出して頂いた資料を用いて主張立証して頂きます。ついては、当該入札の内容について責任ある回答の出来る方が出席して下さい。

(4) 省略